保護と利用のジレンマ

~国立市におけるマンション訴訟からみる保護傾倒への警鐘~

M13UB552 守島正

一、はじめに

保護と利用のジレンマにおいて、択一的にどちらを目指すという解は存在しないが、ある行為・利用が既存する環境や利益を侵害する場合に際しては、その環境や利益の権利性の判断だけでなく、将来世代の利益などを含む計画や規制、ステークホルダーとのコンセンサスが必要となってくる。

こうした、計画や規制や合意形成をおこなっていく上で、その住民参加というものが重要となってくるが、環境問題を例にすれば、国際的には、グリーンアクセス権=①環境情報へのアクセス②意思決定への参加③司法へのアクセスの手続き権利(1998、オーフス条約)の法制度化に向かうなど、住民の環境問題に対するアクセス権は拡大方向であり、環境訴訟においても同様に幅広く司法アクセス権を保証する方向に向かっている。

こうした国際的な潮流に対し、わが国においては、1970年代以降、公害、環境問題に対応すべく注目すべき改革や法の整備が行われてきたが、これらの制度は、生物多様性の保全、気候変動、景観・文化財の保護等を念頭に置いたものではなく、環境訴訟が機能不全に陥っている(大久保規子)と見られるように、そうした権利の確立や住民参加の不十分さを指摘する声も多い。

このように、保護と利用のジレンマにおいては、権利や住民参加の未整備を捉え、保護の必要性を説く声も多く、メディア等を通した見栄えでも保護の拡大への傾倒も感じられるが、本当に保護拡大の思考を尊重するべきかと否かに関して、まず先の大久保教授の指摘に関して、念頭におかれておらず、機能不全になっているとされた、景観に関する環境訴訟である、国立マンション訴訟を例として検証したい。

二、国立マンション訴訟の検証

国立マンション訴訟は広義では、東京都国立市大学通りで高層マンション建設を巡って 複数回の争われた一連の裁判を指すが、狭義に住民らが地区計画条例に反するとし、マン ション事業者に対して、高さ 20m を超える部分は違法であるとして、撤去を求める民事訴 訟を起こした建築物撤去等請求訴訟を捉え、この狭義の国立マンション訴訟を検証範囲と し、判例を見ていきたい。

<国立マンション訴訟>

①第一審 2002.12.18 東京地裁判決

歴史的に地域住民らの努力で景観形成を行っており、「景観利益」が存在するとして、大

学通り側棟の 20m 以上の部分の撤去を認めるという判決

②第二審 2004.10.27 東京高裁判決 ⇒ 2006.3.30 最高裁確定

第一審判決を取消し、原告個人の私法上の権利利益を侵害したとはいえないとして、請求 を認めない判決。

第一審において、「景観利益」の存在をみとめたことを環境保護に対する大きな前進と捉える専門家も多く、景観利益に対する法的救済の拡大の方向性の中、2004年6月の景観法制定にまで至ったとも類推できる。

こうしたことから、景観利益を根拠に、住民が訴訟提起し、景観侵害に対する私法的救済の実現を図ることが可能になったと解釈し、行政訴訟においても住民が積極的に訴訟を提起し、公法的救済を認める判例の積み重ねが重要(中島晃「景観訴訟と都市計画上の課題」)とする意見もでるように、景観保護の拡大思考や訴訟奨励が行われている実態がある。

しかし、国立マンション訴訟のその後の経緯を見てみると、第二審=第一審判決は取り 消され、住民らの請求は棄却⇒事業者が国立市へ損害賠償訴訟を行い、その損害賠償請求 を認める判決が下さる⇒住民訴訟により、国立市が事業者に支払った損害賠償額を当時の 市長に請求する命令がなされた。

これらの経過を見るに、第一審における「景観利益」の存在やその保護の必要性は認めるものの、それを掲げ続けても、結果、既に着工されていた建物の撤去というものは実現されず、事業者の損害は認められている結果を見て、本裁判の最高裁確定に対し、景観法そのものが住民の景観に関する権利規定を欠いてことの影響が考えられる(中島晃)としてまで、法的保護の拡大や訴訟奨励することは妥当とは言えず、第一審が踏み込みすぎとも考えられる。

こうした行き過ぎた保護や訴訟の例は他にもあるが、同じ国立市においても、個人情報保護等の観点から 2002.12.26 住基ネットと接続していた電気通信回線の切断を行い、個人情報の消去を総務省や都に求めた事件に関しても、度重なる都から勧告にも応じず、結果として、2009.9.29 住基ネットに接続していないことにおいて住民監査請求がなされ、その後提訴され、2011.2.4 の東京地裁で国立市の敗訴や、市長の損害賠償責任が決まったという事例がある。

このように、環境だけではなく、保護の対象となるべきものに対して、保護することの 方が必ずしも重要とは言えず、保護の過剰要求が、利用による利益を侵害することの方が、 問題視されるべき場合もある。

三、最後に

わが国にでは、1970 年代以降の公害問題以降、環境の保護やその権利の拡大、法の整備 がなされており、また、2004 年の行政訴訟法改正における、取り消し訴訟の住民の原告的 確の拡大などでみられるように住民参加や、司法アクセスという点においても、保護に対 する手段の充実や拡大は図られてきている。

こうした流れに関しては、時代ごとに問題が発生する中で、日照権・環境権・自然共有権・平穏生活権などの登場といったように、紛争を解決しながら権利や保護の対象や範囲を拡大していくという、あるべき方向性と考える。

しかし、これまでの話のように、明確な権利を越えてまで、その範囲の拡大や保護を過剰に求めることは、社会的な損失を生むことにつながる。

淡路剛久教授によれば、権利の生成・確立のための条件として

- ① 当事者の権利主張の運動の存在
- ② 要求された利益を保護すべきだとする価値あるいは価値判断の社会的な共有
- ③ 法技術的な練磨ないし法的公正

を上げているが、こうした権利の確立のための諸条件や努力を経ずに保護を訴えるのではなく、保護のためには、その権利の生成が必要となる。

これらのことから、保護と利用のジレンマに関しては、どちらかに傾倒するのではなく、 保護すべき権利の明確化に注力すべきであると考えるし、明確に確立された権利ではない 以上は、利用による利益の獲得を容易に否定するべきではないと考える。

したがって、例で上げたように、昨今、明確に確立された権利以上のものの保護を持ち上げる風潮や訴訟が多く感じられる状況下、利用によるベネフィットを守る声も大事であると考える。

~参考~

大久保規子(2012)「環境民主主義と司法アクセス権の保証」『公害環境訴訟の新たな展開』 日本評論社

中島晃 (2012)「景観訴訟と都市計画上の課題」『公害環境訴訟の新たな展開』日本評論社 淡路剛久 (2012)「権利の普遍化・制度改革のための公害環境訴訟」『公害環境訴訟の新た な展開』日本評論社